

じん臓機能障害に係る身体障害認定基準について（一覧）

	内因性クレアチニンクリアランス値	血清クレアチニン	臨床症状、治療状況	活動能力（参考）
1級	10ml/分未満	8.0mg/dl 以上		エ：自己の身の辺の日常生活が極度に制限
	10ml/分未満	8.0mg/dl 以上	血液浄化を目的とした治療の実施	
	10ml/分以上～ 30ml/分未満	3.0mg/dl 以上～ 8.0mg/dl 未満	3 ヶ月以上の血液浄化を目的とした治療の実施	
3級	10ml/分以上～ 20ml/分未満	5.0mg/dl 以上～ 8.0mg/dl 未満		ウ：家庭内の日常生活活動が著しく制限
	10ml/分以上～ 20ml/分未満	5.0mg/dl 以上～ 8.0mg/dl 未満	身体障害認定基準（じん臓機能障害）に記載のある所見について、2つ以上該当があるもの	
	10ml/分以上～ 20ml/分未満	5.0mg/dl 以上～ 8.0mg/dl 未満	3 ヶ月未満の血液浄化を目的とした治療の実施	
4級	20ml/分以上～ 30ml/分未満	3.0mg/dl 以上～ 5.0mg/dl 未満		イ：社会での日常生活活動が著しく制限
	20ml/分以上～ 30ml/分未満	3.0mg/dl 以上～ 5.0mg/dl 未満	身体障害認定基準（じん臓機能障害）に記載のある所見について、2つ以上該当があるもの	
	20ml/分以上～ 30ml/分未満	3.0mg/dl 以上～ 5.0mg/dl 未満	3 ヶ月未満の血液浄化を目的とした治療の実施	

◎血液浄化を目的とした治療の実施を3ヶ月以上継続し離脱が困難な場合は1級とする。

◎ECUMは血液浄化を目的とした治療とは認めない。

◎3.0mg/dl 未満で、血液浄化を目的とした治療の実施を3～6ヶ月以上継続している場合は状況を確認する。

【※太字は島根県独自基準】